入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

平成25年10月21日

分任支出負担行為担当官

防衛省装備施設本部副本部長

（艦船車両担当）　市川　武彦

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第113号

平成25年９月９日第73号（号外政府調達第170号）５ページ２段目上から41行目「⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」を「⑹　入札方法　１⑵①～⑥　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。１⑵⑦　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月21日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　深澤　淳志

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

○第１号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　湾岸道路本牧地区２号橋上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　神奈川県横浜市中区本牧ふ頭

⑷　工事内容　２号橋　鋼３径間連続箱桁橋　橋長　Ｌ＝167.5m　支間長　52.2m＋57.0m＋55.8m　幅員　13.1m　工場製作：約790ｔ　工場塗装　約14,000㎡　輸送工　約930ｔ　架設工　１式（クレーン架設、一括架設（吊上げ装置）、縦取り架設）支承工　１式　現場塗装工　約1,100㎡　橋梁付属物工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成27年３月27日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約790ｔ

⑺　本工事は、入札時に「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）

⑾　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後、関東地方整備局又は横浜国道事務所のホームページにより公表する。

⒁　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒂　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（関東地方整備局ホームページhttp://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000041.html）に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⒃　本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。

⒄　本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的及び設計思想・条件等の情報の共有並びに施工上の課題並びに新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議」の設置対象工事である。

⒅　本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と施工者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」の設置対象工事である。

⒆　本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、技術提案の採否等の通知を実施する試行工事である。詳細は入札説明書による。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

ｱ　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。